令和7年度 玉村町保育関係施設利用案内

令和7年度の玉村町保育関係施設の利用申し込みを下記のとおり行います。 ~利用申込書等の書類を記入する前に必ず読んでください~

◆利用の申し込み

・申し込み期間

令和6年9月2日(月)~9月30日(月)まで

産休・育休・病休などの休暇明けで仕事に復帰するなど、令和了年度中での利用を希望する場合もこの期間にお申し込みください。なお、現在妊娠中で産休・ 育休を取得予定の方も申し込みできます。

上記申し込み期間終了後は、2次募集期間として1月10日(金)まで受け付けます。2次募集に申し込んだ場合の利用決定は、2月頃を予定しています。 ※保護者の保育を必要とする証明書に不足等がある場合は受付できません。その他必要書類に不足等がある場合、利用調整の際、不利になることがあります。

受付場所 新規利用希望者 : 子ども育成課(役場3階)

継続利用児童 : 利用施設

◆利用までの流れ(4月からの利用を希望する場合)・・予定ですので変更となる場合もあります。

認定申請 利用申込 認定申請書・利用申込書等の書類を子ども育成課または利用施設へ提出します(9月30日まで)。利用できるクラスは、令和7年4月1日現在の年齢で決定されます。



提出書類により審査を行います。不備や不明な点は電話等による調査を行う場合があります。



利用の可否は、申込順ではありません。

保護者が保育できない程度に応じて順位を決め、利用できる保育関係施設を選定します。希望者が多数の場合、勤務条件等により希望の施設を利用できない場合があります。



新規利用児童の面接を保育所等にて行います(公立保育所では12月14・.21日実施予定)。

※私立保育所及び認定こども園等では、利用決定後、各施設より利用説明等の案内が 発送される予定です。



利用が決まった方には、認定通知書、利用承諾通知書を発送します。 (令和7年1月末頃発送予定)



第2子以降無償化申請書等の書類は、子ども育成課に提出してください。 児童に関する書類も、各保育関係施設に提出していただきます。

用品購入

保育所等の利用に必要な物の販売があります。(※公立保育所では2月下旬~3月上旬実施予定。) お子さんと一緒にお越しください。

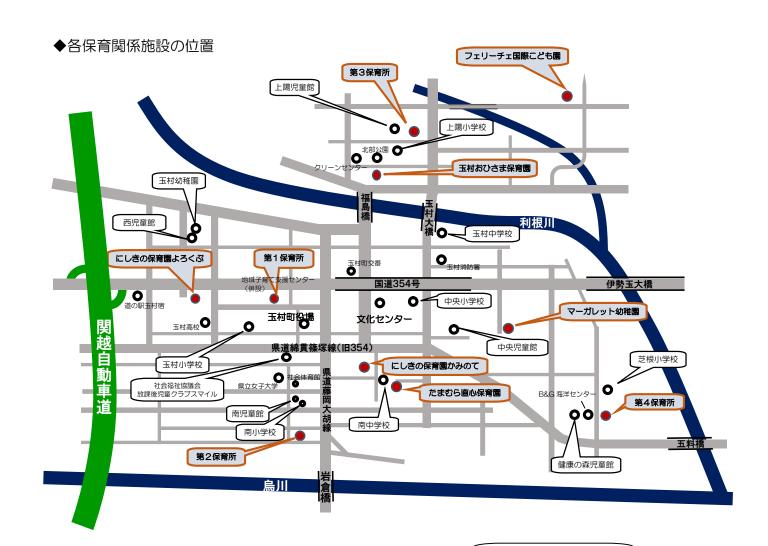
利用開始

利用者負担額(保育料)決定通知を発送します。(4月上旬)

問い合わせ先 玉村町役場 子ども育成課

電話 0270-64-7719(直通)

〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201



◆募集保育関係施設及び定	'員
--------------	----

	秀朱休月矧邠旭改	XU'E!	큿		\geq \angle			
X			開所	時間	休日	受入		
分	保育関係施設名 定 5		平日開所時間 ()内は延長保育時間	土曜日開所時間	保育	月齢	所在地	電話番号
	第1保育所	220	7時00分~19時00分 (18時~19時) 7時00分~13時0				下新田176	65-2565
公立保育所	第2保育所	140	7時30分~18時30分	7時30分~13時00分		4か月	角 5109	65-2566
育所	第3保育所	110	7時00分~19時00分 (18時~19時)	7時00分~13時00分		目から	樋越 904	65-2567
	第4保育所	180	7時00分~19時00分 (18時~19時)	7時00分~13時00分			飯倉 70	65-2564
	にしきの保育園 かみのて	90	7時00分~19時00分 (18時~19時)	7時00分~19時00分	0		上 之 手 1619-5	75-1777
私立	にしきの保育園 よろくぶ	90	7時00分~19時00分 (18時~19時)	7時00分~19時00分	0	3か月	与 六 分 134	75-4692
私立保育所	玉村おひさま保育園	60	7時00分~19時00分 (18時~19時)	7時00分~17時00分		目から	上福島310-1	61-7337
	たまむら直心保育園	110	7時00分~19時00分 (7時~7時30分、 18時30分~19時)	7時00分~19時00分			後 第 215-1	30-2115
認私定立	フェリーチェ国際こども園	60	7時30分~19時00分 (18時30分~19時)	7時30分~15時30分		10.50	飯塚328	75-6600
認定こども園	認定こども園 マーガレット幼稚園	50	7時30分~18時30分	7時30分~17時30分		12か月 目から	南玉 758	65-2120

8時00分~17時00分

[※]認定こども園は保育認定のみの定員です。

[※]上記時間は開所時間であり、保育時間とは異なります。詳しくは、P7をご覧いただくか、利用希望施設にお問い合わせください。

保育関係施設について、保育所・認定こども園等をさします。

◆保育所とは

保護者が家庭において保育ができない場合、児童福祉法に基づき、児童の保護者に代わって保育 することを目的としています。

そのため、小学校入学前の幼児教育のためや、集団生活に慣れさせるためなどの理由では利用の 対象となりません。保護者の就労等により、家庭で保育できない児童が対象となります。

◆認定こども園とは

保育所と幼稚園の機能をあわせもち、保育と教育を一体的に提供し、地域における子育て支援を 実施する施設です。

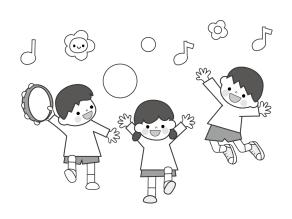


認定について

保育関係施設を利用申し込みする際には、保育の認定を受けることが必要となります。

認定区分	対象となる児童	利用できる施設等				
1 号認定 (教育標準認定)	保育を必要としない、満3歳以上の児童	・幼稚園・認定こども園(教育部分)				
2号認定 (保育認定)	保育を必要とする、満3歳以上の児童	・保育所・認定こども園(保育部分)				
3号認定 (保育認定)	保育を必要とする、満3歳未満の児童	・保育所・認定こども園(保育部分) ・地域型保育(※)				

※地域型保育とは小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育のことをいいます。





利用基準

- 1. 玉村町に居住し、住民登録している0~5歳児の児童であること。
 - ※申込時に玉村町に住所がなくても、令和7年4月1日(産休・育休・病休などの休暇明けで年度途中入所の方は入所月の1日)までに玉村町に転入することが確実な方も申込可能です。
- 2. 保護者が以下のいずれかの事情により、保育を必要とする状態であること。
 - (1) 家庭外労働 家庭の外で仕事をしている場合
 - (2) 家庭内労働 家庭で児童と離れて、日常の家事以外の仕事をしている場合
 - ※(1)および(2)の要件は、週13時間以上(実働)の就労が必要です。
 - (3) 妊娠・出産 出産の前後(出産予定月の前後2カ月)の場合
 - (4)疾病・障害 病気、負傷、心身に障がいがある場合
 - (5) 親族の介護等 長期にわたる病人や心身に障がいがある人がいるため、いつもその介護 や看護にあたっている場合
 - (6) 家庭の災害 震災、風水害、火災などの災害復旧にあたっている場合
 - (7) 求職活動 求職活動(起業準備を含む)を行っている場合
 - (8) 就学 就学 (職業訓練校等における職業訓練を含む) をしている場合
 - (9) 虐待·DV 虐待や DV のおそれがある場合
 - (10) その他 その他 (町長が特別に認める場合など)

転入予定者の申込について

申込み時に玉村町に住所がない方でも、利用開始日(各月1日)までに玉村町に転入することが確実であれば、玉村町民として申し込むことが可能です。申込みには、玉村町への転入予定時期や転入先住所がわかる書類のご提出が必要です。利用調整においては玉村町民と同等の扱いとなります。

1. 令和7年4月1日入所希望

1次募集または2次募集でお申し込みください。

利用開始日(令和7年4月1日)までに、転入のお手続きがお済みでない場合は、利用決定は取り消しとなります。

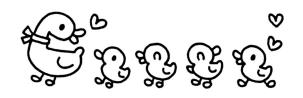
認定通知書・利用承諾通知書等は、転入後の送付となります。

2. 令和7年5月1日以降入所希望

玉村町に転入後、産休・育休・病休などの休暇明けで仕事に復帰するなど、令和7年度中での利用を希望する場合は、1次募集又は2次募集でお申し込みください。

随時申込の場合は、入所希望月の前月の15日(15日が休日の場合は、その前の平日)までに申込書を玉村町役場子ども育成課にご提出ください。

利用開始日(各月1日)までに、転入のお手続きがお済みでない場合は、利用内定は取り消しとなります。



申し込みに必要な提出書類

- 1.「保育関係施設利用申込書」····児童1人につき1枚提出してください。(記入例 P.11~12参照)
- 2. 「教育・保育給付認定申請書 (兼現況届)」····児童1人につき1枚提出してください。 (記入例 P.13~14参照)
- 3. **保育を必要とする証明**(兄弟姉妹で利用申込する場合は、上の子に添付してください。) <u>保護者(父・母)と同居親族(18歳以上60歳未満:S40.4.2~H19.4.1生まれ)の</u>全員分が必要です。

保護者等の状況		提出書類
就労・就労予定 (週 13 時間以上)	会社等に 勤務・内職	「就労証明書」勤務先で証明を受けてください。 ※出産予定のある方は「妊婦一般健康診査受診票のコピー」もしくは「母子 手帳のコピー(母親の名前及び出産予定日が記載されているページ)」を添 付してください。
	自営業•農業	「就労証明書」就労内容についてご自身でご記入し、 <u>就労内容が確認できる書類(開業届の控えや売上票など)を持参してください。</u> ※出産予定のある方は「妊婦一般健康診査受診票のコピー」もしくは「母子手帳のコピー(母親の名前及び出産予定日が記載されているページ)」を添付してください。
就労・就労予定 (週 13 時間未満)		とする状況についての申立書」(利用承諾期間は原則3カ月です) 引」を添付してください。
求職中	※ハローワーク	とする状況についての申立書」(利用承諾期間は原則3カ月です) フカードのコピー等、求職活動状況の分かる書類を添付してください。 古は不要です。
妊娠•出産	※「妊婦一般優	とする状況についての申立書」 建康診査受診票のコピー」または「母子健康手帳のコピー(母親の名 産予定日が記載されているページ)」を添付してください。
疾病・障がい	「 傷病証明書 ※保護者以外の	(本人用)」 D場合は「障害者手帳のコピー」でも可
介護•看護		(介護用)」 fまたは子ども育成課にありますので、申し出てください。 養者以外の場合は「障害者手帳のコピー」でも可
学生		たは 学生証の写し 等の場合は受講期間の記載されている通知等のコピー

- ※管外保育を希望の場合・・・「管外保育希望理由書」の提出が必要です。
- ※「保育を必要とする証明」に必要な書類は、玉村町のホームページからダウンロードできます。
- ※転入予定の方は、玉村町への転入予定時期や転入先住所がわかる書類のご提出が必要です。



個人番号の確認について



新規申込の方は、教育・保育給付認定申請書(兼現況届)に児童、保護者及び同居人の個人番号を記入してください。また、申請保護者の個人番号については番号確認が必要になります。

- ★継続利用の場合・・・原則、記入は不要です。 世帯員が増えた場合は記入を依頼する場合があります。
- ★新規申込の場合・・・申請保護者の「番号確認書類」及び「本人確認書類」をお持ちください。 ※申請保護者以外の人が申込書類を提出する際は、①申請保護者の「番号確認書類(コピー可)」②来庁者の「本人確認書類」③「委任状」が必要です。

番号確認書類(以下のうちいずれか1点)	本人確認書類(以下のうちいずれか1点)
・個人番号カード	・個人番号カード
通知カード	• 運転免許証等
• 個人番号が記載された住民票の写し	(官公署から発行された顔写真付きの身分証明書)
	・健康保険証等の顔写真のない身分証明書類を2つ以上

保育料等軽減のための書類……後日、子ども育成課へ提出してください。

以下の状況に該当する場合は、申請により保育料等が無償または軽減となります。申請の時期は改めてご案内いたします。(年明け1~2月頃予定)

※申請がなかった場合や、保育料算定に必要な情報が確認できない場合は、適用になりません。

内 容	条 件	提 出 書 類
第2子以降の 保育料等無償化	児童が第2子以降であり、 2人以上の子どもがいる場合	「玉村町第2子以降保育料・副食費無償化適用申請書」
幼稚園等に通って いる世帯の保育料 軽減	上の子が幼稚園、認定こども 園、特別支援学校幼稚部、情 緒障害児短期治療施設通所部 に入所、児童発達支援又は医 療型児童発達支援を利用して いる場合	「保育料多子軽減適用申請書」

利用について



◆利用の基準日について

産休・育休・病休・その他休暇明けで仕事に復職するため、<u>年度の途中からの利用を希望する場合も</u> 申請してください。 利用時期は、復職月から可能です。但し、復職日が 14 日以前であれば前月から申 し込みができます。

復職日	利用可能月	例
1~14⊟	前月または当月	復職日が7月14日 → 6月又は7月から利用可能
15~31⊟	当月	復職日が7月15日 → 7月から利用可能

[※]なお、利用決定後に元の職場に復職しないことが判明した場合には、利用決定を取り消すことがあります。

[※]保育所等の運営に影響が出る恐れがあるため、育児休業の延長等による入所月の変更は受け付けて おりません。保育所利用決定後に、入所月に入所しない場合は入所決定は取り消しとなります。

◆保育時間について

家庭の就労状況に応じた保育の必要量により、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分に分かれます。利用可能時間・保育料等はそれぞれ違います。保育の必要量は、保育を必要とする証明の内容によって決定します。

「保育標準時間」・・・最長11時間までの範囲内で必要な時間の利用が可能(就労の場合、週30時間以上の勤務が必要)

「保育短時間」・・・・最長8時間までの範囲内で必要な時間の利用が可能(就労の場合、週13時間以上週30時間未満の勤務が必要)

- ※利用可能時間を超えた場合は、延長料金が発生します。
- ※延長保育をご希望の場合は、別途申請が必要となります(利用決定後、施設へ申請)。
- ※自宅での自営業の方、育児休業中の方は、原則、延長保育を利用できません。
- ※勤務時間や通勤時間の都合により常に送迎が間に合わない場合などには、就労時間が週30時間未満の場合でも、保育標準時間を利用できる場合があります。
- ○ならし保育・・・新規利用児童は集団生活に慣れるまで、短時間のならし保育をお願いしています。 時間等は利用が決定した施設にご相談ください。 ※利用開始前のならし保育はありません。
- ○利用期間・・・・通常4月から3月までの1年間です。利用申込書は毎年提出していただきます。

◆利用者負担額(保育料)について

3歳児クラスから5歳児クラスの児童、市町村民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの児童の保育料は、無償化されています。保育料が無償化されましたが、3歳児クラスから5歳児クラスの副食費については、保護者負担となりましたので各保育関係施設に直接お支払いいただきます。

〇歳児クラスから2歳児クラスの児童の保育料は、利用する児童の父母の市町村民税額の合計によって決定します(4月~8月は令和6年度市町村民税額、9月~3月は令和7年度市町村民税額により決定します)。ただし、父母の市町村民税額が非課税で同居の扶養義務者がいる場合は、同居の扶養義務者の市町村民税額により保育料を決定します。

なお、上記に関わらず、入所児童が第2子以降であれば、保育料または副食費無償化の対象になります。



毎月1日現在保育関係施設に在籍している場合は、その月1カ月分の保育料がかかります。保育関係施設に通所できない場合でも、在籍期間があれば、保育料がかかります。日割り計算はできませんので、月の途中の退所でも1カ月分の保育料を納めていただきます。

延長保育については、別途保育料がかかります。また、保育料以外の負担金として、保護者会費、 絵本代などの費用を施設で集金することがあります。料金や支払方法などの詳細については各保育関係施設にお問い合わせください。



※平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、保育料は 父母の市町村民税額の合計で算定します。市町村民税額については 町税務担当課へ照会させていただきます。転入された方は税額の確 認ができないため、マイナンバー制度による情報連携を利用します。

◆保育所の保育料の口座振替について

保育所の保育料は、口座振替または納付書での支払いになります。口座振替の振替日は月末(土日の場合は翌営業日、12月は25日頃)になります。

口座振替を希望する場合、「口座振替依頼書」を下記の指定金融機関に提出していただく必要があります。「口座振替依頼書」は子ども育成課に用意してあります。

年度の途中からでも手続きをすれば口座振替に変更できます。

児童が2人以上いる場合は、1枚に児童名を複数記入してください。

口座振替ができなかった場合(資金不足等)は、その月は納付書で納めていただきます。

認定こども園の保育料は施設に直接お支払いいただきます。

◎指定金融機関(各本・支店)……ゆうちょ銀行は指定されていません 群馬銀行・東和銀行・桐生信用金庫・高崎信用金庫・アイオー信用金庫 しののめ信用金庫・佐波伊勢崎農業協同組合・ぐんまみらい信用組合

◆求職中の方について

保護者が求職中を理由に保育関係施設を利用する場合、利用開始後、3カ月(90日)以内に「就労証明書」を提出していただきます。

「就労証明書」の提出がなく、その明確な理由がないときは、保育認定基準を満たしていないので退所していただきます。

◆出産に伴う在所児(兄姉)の取り扱いについて

保育関係施設利用中に新生児を出産された場合、出産予定日から2カ月後の月末で出産の要件が終了します。翌月からの保護者の就労状況によって、利用されている児童について保育の実施を継続するか退所するかの確認をさせていただきます。

1. 育児休業を取得する場合

出産時に兄姉が保育関係施設利用中…兄姉はクラス年齢にかかわらず継続利用が可能

- ※原則として、育児休業を取得する以前から就労を理由に利用されていた児童に限ります。
- ※出生児または母親の疾病や障がいなどにより、兄姉の保育が困難な場合は、子ども育成課へ 相談してください。
- ※利用している保育関係施設が管外の場合は、その市町村の取り扱いによります。

2. 上記1以外

出産後2カ月を経過した翌月から求職活動や就労する人については、在所児童は保育の実施を 継続できますが、求職活動をする人は3カ月(90日)以内に「就労証明書」を提出していただ く必要があります。

◆転所(園)希望について

翌年度の申し込みの際、施設を変更して申し込んでください。

※転所希望の場合、新規利用希望者と同じ扱いとなりますので、利用調整の結果、現在利用 している施設を継続利用できなくなる可能性があります。

◆管外保育について

保育関係施設は住所地(玉村町内)の施設を利用するのが基本ですので、町外の施設へ申し込みをするには管外保育の要件を満たすことが必要です。要件を満たす例として、玉村町の保育関係施設の利用では、開所時間内に送迎が間に合わない等の理由が必要です。

また、利用の可否が判明するのが、町内の保育関係施設を利用する場合より遅くなります(4月利用の場合は2月下旬~3月頃)。保育関係施設の所在地の住民が優先されますので、必ず利用できるとは限りません。詳しいことは子ども育成課へご相談ください。

◆必要な届出について

- 1. 退所届…以下の場合には「退所届」の提出が必要です。子ども育成課で手続きをしてください。
 - ①町外への転出が決まった場合

転出日の属する月の月末まで利用が可能です。

転出先から玉村町内の保育関係施設を継続して利用を希望する場合は、転出先市町村の保育関係施設事務担当課にご相談ください。

- ②保育を必要とする事由が消滅した場合
 - ・保護者が仕事等に従事せず、保育できる状態になった場合
 - 母親の出産により利用していたが、出産後2カ月を経過した場合 (育児休暇取得中は、この限りではありません。)
- ③長期間、休所を希望する場合 休所制度はありませんので、退所となります。

2. 教育•保育給付認定変更申請書兼変更届

離婚・婚姻などによる世帯構成の変更、勤務先・勤務時間や保育の認定事由の変更などがあった場合は、保育料や保育認定時間が変更になることがあります。子ども育成課または利用施設へご相談ください。

なお、変更内容が反映されるのは、手続きが完了した翌月からとなりますので、早めに手続きをお願いします。また、住所や保護者・児童の氏名が変わった場合も、手続きをお願いします。

3. その他····確定申告、修正申告、更正請求などにより、市町村民税額が変更になった場合は、 子ども育成課までご連絡ください。保育料が変更になる場合があります。

保育所クラス年齢について

保育関係施設は、4月1日現在の年齢でクラスや保育料が決定します。 令和7年度は下表のとおりとなります。

生 年 月 日	クラス年齢
平成31年4月2日 ~ 令和 2年4月1日	5歳
令和 2年4月2日 ~ 令和 3年4月1日	4歳
令和 3年4月2日 ~ 令和 4年4月1日	3歳
令和 4年4月2日 ~ 令和 5年4月1日	2歳
令和 5年4月2日 ~ 令和 6年4月1日	1歳
令和 6年4月2日 ~	O歳

玉村町保育料基準額表(令和7年度)

各月初日 区分	3の教育・保育給付認定子	どもの属する世帯の階層	保育料基準額	頁(月額)		
階層	_	-¥-	3 号認定			
区分	[義	保育標準時間	保育短時間		
第 1	生活保護世帯		0円	0円		
第 2	第1階層を除き、所得割 課税額が0円の世帯	町民税非課税世帯	0円	0 円		
第 3		均等割課税世帯	5,800 円	5,700 円		
第 4	第1階層を除き、所得割 課税額が0円以外の世	12,100 円未満	7,300 円	7,100 円		
第 5	帯	12,100 円以上 24,200 円未満	8,400 円	8,200 円		
第 6	※町民税所得割の額に より区分	24,200 円以上 36,400 円未満	9,500 円	9,300 円		
第 7		36,400 円以上 48,600 円未満	11,100 円	10,900 円		
第 8		48,600 円以上 64,700 円未満	13,000 円	12,700 円		
第 9		64,700 円以上 80,800 円未満	16,000 円	15,700 円		
第 10		80,800 円以上 97,000 円未満	19,000 円	18,600 円		
第 11		97,000 円以上 121,000 円未満	23,000 円	22,600 円		
第 12		121,000 円以上 145,000 円未満	28,000 円	27,500 円		
第 13		145,000 円以上 169,000 円未満	33,000 円	32,400 円		
第 14		169,000 円以上 202,000 円未満	38,000 円	37,300 円		
第 15		202,000 円以上 235,000 円未満	39,000円	38,300 円		
第 16		235,000 円以上 268,000 円未満	40,000 円	39,300 円		
第 17		268,000 円以上 301,000 円未満	41,000 円	40,300 円		
第 18	1	301,000 円以上 349,000 円未満	42,000 円	41,200 円		
第 19	1	349,000 円以上 397,000 円未満	42,500 円	41,700 円		
第 20		397,000 円以上	43,000 円	42,200 円		

- ※小学校就学前の子どもに限らず2人以上の子どもがいる場合、第2子以降の保育料は0円とする。ただし、保育料に滞納がある場合には、上記表及び下記の基準に基づき算定された保育料を賦課する。
- ※小学校就学前の子どもについて、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目の保育料は半額、3人目以降の保育料は0円とする。
- ※認定子どもの属する世帯が、第3階層~第8階層(町民税所得割額 57,700 円未満に限る)である場合、生計を一にする子ども について、最年長の子どもから順に第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は0円とする。
- ※認定子どもの属する世帯が、第3~7階層でひとり親世帯等の場合、保育料を1,000 円軽減し、さらに半額とする。
- ※認定子どもの属する世帯が、第8階層及び第9階層(町民税所得割額 77,101 円未満に限る)でひとり親世帯等の場合、保育料を半額とする。
- ※認定子どもの属する世帯が、第3~9階層(町民税所得割額 77,101 円未満に限る)でひとり親世帯等の場合、生計を一にする子どもについて、最年長の子どもから順に第2子以降の保育料は0円とする。
- ※満3歳の誕生日の前日に2号の認定を受けた児童については、当該年度においては3号認定の区分を適用する。
- ※4~8月の保育料は前年度分、9~翌年3月の保育料は当該年度分の父母(状況により扶養義務者含む)の所得割課税額及 び均等割課税状況により決定する。
- ※所得割の額は、税額控除(調整控除を除く)前の税額により決定する。



記入例に従って記入してください。 記載内容に変更がある場合は、二重線で消して訂正して ください(訂正印不要)。

希望する施設を変更する場合は、記載されている施設名 重線で消し、希望する施設名を記入してください (訂正印不要)。



★この申込書は、児童1人につき1枚必要です。

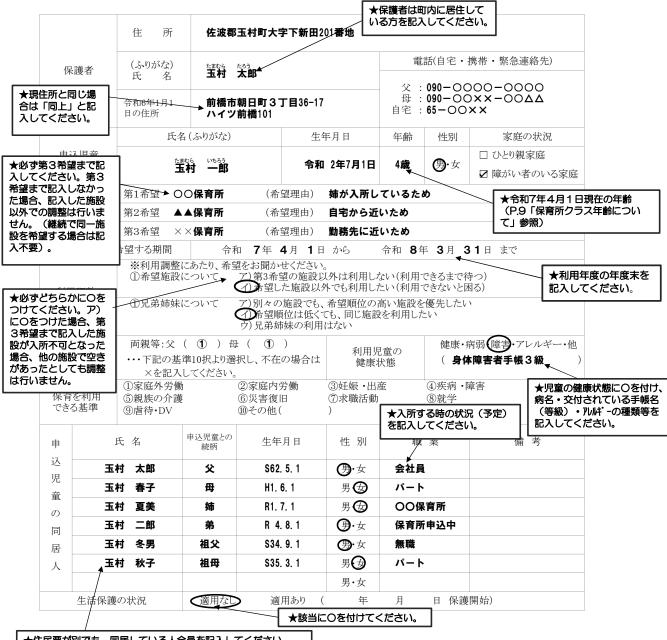
※第2・第3希望の記入がなかったり、第2・第3希望の欄に第1希望と同じ 施設の記入をされても、第1希望での選考が有利になることはありません。

令和07年度保育関係施設利用申込書

令和○○年××月△△艮 (あて先) 玉村町長

★提出日を記入してください。

保育関係施設の利用につき次のとおり申し込みます。なお、保育の提供及び保育料の算定に必要な町が保有する個人情 報(同居親族含む)を閲覧すること並びに利用(希望)施設へ利用申込情報等を提供することに同意します。



	★該当に○	を付ける ★妊娠・出産等の場合は、その他に記入
家庭の状況		
	父親の状況	母親の状況
	常動・パート・自営・農業・内職・求職中・不る	年 常勤 ・自営・農業・内職・求職中・不在
	その他()	その他()
	事業所住所 〇〇市〇〇町	事業所住所 ○○市○○町◆──★本社等でなく、第
勤務状況	事業所名 〇〇電気(株)	事業所名 △△商店 の勤務地を記入
常勤、パート	電話 027(000)0000	電話 027(000)0000
内職等	就労日数(1ヶ月) 20日	就労日数(1ヶ月) 20日
	就労時間(8:00 ~ 17:30)	就労時間(9:00 ~ 17:30)
MNII - 15 A 1 15 5	経営者・従業員(どちらかに〇)	経営者・ 従業員 (どちらかに〇)
営業の場合は記入	」 住所 玉村町大字○○	住所
自営業	▲ 名称 ××工務店	名称
	電話 (65)OO××	電話 ()
	就労日数(1ヶ月) 25日	就労日数(1ヶ月)
	就労時間(8:00 ~ 17:00)	就労時間(: ~ :)
W - 18 4 · · · · · ·	専従者・ 従業員 (どちらかに○)	専従者 ・ 従業員 (どちらかに○)
業の場合は記入	▋農業の内容(耕地面積、作物、家畜内容等)	農業の内容(耕地面積、作物、家畜内容等)
農業	米・麦、3ha ▲ 就労日数(1ヶ月) 25 日	就労日数(1ヶ月) ★ 産休・育休明けに復職の場合は記
	就労時間(8:00 ~ 17:00)	
出産前後	出産(予定)年月日 年 月	E Company of the Comp
	復職予定(有・無) 〇〇年 〇〇月	
	疾病・介護(どちらかに〇)	疾病・介護(どちらかに(★疾病・介護の場合は)
	病人名	病人名 玉村 冬男
疾病•介護	病名	病名 OO病
就労内定して	障害、介護認定の有無(有・無)	障害、介護認定の有無(有無
る場合は記入	年月から入院・通院・自宅療養	○○年○○月から入院・通院・恒宅療養
就労予定	予定事業所名	予定事業所名
	予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日から	予定年月日 年 月 日から
求職中	外勤希望・ 内勤希望・ その他	外勤希望・内勤希望・その他
	(パート含む)	(パート含む) ★求職中で家庭外での就労希 場合は外勤希望に〇を、内職
	41/2 17 (2) 41/2 (2) 41/2	の方は内勤希望に〇を付ける
	祖父母の状況(父方)	祖父母の状況(母方)
ば. な / 左歩/ \	祖父の状況	祖父の状況
氏名(年齢)	玉村 冬男 (65歳)	保育 三郎 (58歳)
住所	玉村町大字下新田〇〇番地	玉村町大字板井〇〇番地〇
勤務内容及び、 現在の状況	現在の状況無職	現在の状況 会社員
T A / L 164	祖母の状況	祖母の状況
氏名(年齢)	玉村 秋子 (64歳)	保育花子(歳)
住所	同上	THE AND THE
勤務内容及び、 現在の状況	現在の状況 パート /	現在の状況 死亡

★同居しておらず、不在の場合も死亡・離婚・入院 中等の状況を記入 様式第1号

教育・保育給付認定申請書(兼現況届) <記入例>

令和OO年××月ΔΔ日

保護者氏名 玉村 太郎

(宛先) 玉村町長

次のとおり、子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付に係る認定について申請(届 出)します。また、玉村町が子どものための教育・保育給付費等の認定に必要な市町村民税の情報(同居親 族を含む)及び世帯情報を閲覧することや、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同音します

	休月旭段寺に外して近外することに同志しよう。									
ふりがな 申請に係る		たまむら いちろう 玉村 一郎		生年月日				性別	障害者手帳等の有無	
★継続	エングロ	<u> </u>	ተህ	<u>디</u>)	令和	2年	7 月	1 🗆	男女	身体障害手帳 3 級 療育手帳
	合は人番号	→ 9012	1234	5678	17 ሊከ	2+	I A	IH		特別児童扶養手当級
		現住所:	玉村町	大字下新日	田201番	地				
	保護者 住所・連絡先	令和5年	⊏1月1日琤	見在の住所	: □同上	: 前	橋市朝	月日町3	丁目36-17	ハイツ前橋101
	,,, <u>-</u>	連絡先Tu	ւ: (自誓	宅)65-	00××		(携帯	6) 090	-00××-	-〇〇ΔΔ(母)
	保育の希望の	有	合 (幼	稚園等と伊	併願の場合	を含む)			(※1) において 、てください。	保育の利用を希望する場
	有無	無	「無」	こ○の場合	合は、以下	(1), (2)	こつい	て記入		を除く) (③は記入不要です)。

- (※1) 「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所 内保育をいいます。(以下同じ)
- (※2) 「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。 ★入所する時の状況(予定)を

(/-	(八) 切に置いている。 (大) は (大)								
1	## #E \(\mathred{U}\) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	₹票が別でも ₹記入してく	、同居している人 ださい			記入し	てください		記入不要
区分	ふりがな 氏 名	児童との続柄	生年月日	性別		職 業 又は 学校名等	前年度 (当年度) 市町村民税 課税の有無	個人番-	号
	たまむら そ ろう 玉村 太郎	父	S62 年 5 月	1 ∄	男女	会社員	有・無	1234 5678	9101
	たまむら はるこ 玉村 春子	母	H 1年 6月	1 ∄	男女	パート	有 ・無	5678 9101	2345
児童	たまむら なつみ 玉村 夏美	姉	R 1年 7月	1 ∃	男女	〇〇保育所	有 ・無	2345 6789	1012
の同	たまむら じろう 玉村 二郎	弟	R 4年 8月	1 🛭	男 女	保育所申込中	有 ・無	6789 1012	3456
居人	たまむら ふゆお 玉村 冬男	祖父	S34 年 9 月	1 🛭	男女	無職	有·無	3456 7891	0123
	たまむら あきこ 玉村 秋子	祖母	S35年 3月	1 ∄	男女	パート	有・無	7891 0123	4567
			年 月	日	男・女		有·無		
	家庭の状況	[コひとり親家庭	•	☑障がい	者等のいる家庭	• □左	記以外	
生活保護の適用の有無 適用無し 適用有り 年 月 日保護開始)									

※父または母が児童と同居していない場合、その状況について以下に記入してください。

同居していない 者の氏名等	氏名 宝村 太郎 (続柄:父母)	住所	〇〇県〇〇市〇町1-1	
(ふりがな)	生年月日 昭和62年 5月 1日	個人番号	1234 5678 9101	
同居していない	□死別 □離婚 ☑単身赴任 □離	婚調停中 [□未婚	★継続利用
理由	□その他()	の場合は 記入不要
			車両も必ず記入してノださい └─	記八个安

★父または母が児童と同居していない場合、この欄に記入してください。

表面も必ず記入してくたさい

★継続利用

O 1 17 17 - 7 1	5 期间、	希望する旅	11政 (爭系	を白ノ石			·)、 加图版 • 2 年1771 で	を希望する期間	J
利用を希望する	期間	令 拜	和 7 年	4月	1日 から	□□令和	3 年 3 月	31日まで	
7 777114		【☑②小学校就学前まで							
利用を希望する		第1希望	〇〇保育	所					
		第2希望	▲▲保育	所					
施設(事業者)		第3希望	××保育	所					
③保育の利用を必									
※保護者の労働又		等の理由に 「	より保育	所等に:			望する場合に	記入してくだ。	さい。
 保育の利用を必	続柄				必要	とする理由			
要とする理由		☑就労	□妊娠・出	出産 □]疾病・障害	□介護等	□災害復旧	□求職活動	
女とする柱山	父	□就学	□その他	()			
★原則、父母の状		☑就労	□妊娠・出	出産 🗆]疾病・障害	□介護等	□災害復旧	□求職活動	
況を記入してくだ	母	□就学	□その他	()			
さい									
保育の利用を希		平日 (月~	金曜日)		(8 :	00 から	18 : 00 ទី	きで)	
望する時間等	土曜	星日 ☑必里	要 □不要	į.	(8 :	00 から	12 : 00 ម៉	きで)	
	こいでノ・		つ結果によ	っては、	施設利用可	能時間が利用	希望時間に満た	ない場合もあり	ります。
く 以下は記入しな ※町記載欄 受付年月日	にいでく	ださい >			施設利用可	能時間が利用	希望時間に満た	:ない場合もあり)ます。
		ださい〉	O結果によ 月	っては、])ます。
※町記載欄 受付年月日	認	ださい 〉 年 定の可否]	能時間が利用	TI TI	恩定区分等	
※町記載欄受付年月日可 ・ 否 (否)	認とする理	ださい > 年 定の可否 !由:]		記 □ 1 号	&定区分等	
※町記載欄 受付年月日	認	ださい > 年 定の可否 !由: 定	月	B]		□ 1 号	&定区分等 □2号 □3]標 □短)	
※町記載欄受付年月日可 ・ 否 (否 年 月	認 とする理 日認?	ださい > 年 定の可否 !由: 定 支給(入		B]		記 □1号 (□ 支給	&定区分等 □2号 □3 □標 □短) (利用)期間	3 号
※町記載欄受付年月日可 ・ 否 (否 年 月可 ・ 否 (否 の の の の の の の の の の の の の の の の の	認 とする理 日認? とする理	ださい〉 年 定の可否 !由: 定 支給(入	月 、所)の可	日 一)		記 □ 1 号 (□ 支給 自 令和	②定区分等 □ 2 号 □ 3]標 □短) (利用)期間 年 月	3号
※町記載欄受付年月日可 ・ 否 (否 年 月	認 とする理 日認? とする理	ださい〉 年 定の可否 !由: 定 支給(入	月 (所) の可施設型 [丁否 □特例地)	忍定者番号	記 □1号 (□ 支給	&定区分等 □2号 □3 □標 □短) (利用)期間	3 号
※町記載欄受付年月日可 ・ 否 (否 年 月可 ・ 否 (否 仮 原 月)可 ・ 否 (否 仮 係 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	認 とする理 日認? とする理 □地域型	ださい 〉 年 定の可否 !由: 定 支給(入 !由:	月 ・ 所)の可 ・ 施設型 [日 □ 特例地 所施設) 也域型] (事業者)	忍定者番号) 名	□ 1 号 (□ 支給 自 令和 至 令和	©定区分等 □ 2 号 □ 3 □標 □短) (利用)期間 年 月 年 月	3号
※町記載欄受付年月日可 ・ 否 (否 月可 ・ 否 (否 [□施設型 [認 とする理 日認分 とする理 □地域型	ださい > 年 定の可否 性由: 定 支給(入 性由: し □特例が	月 所)の可 施設型 [入 (口幼 口	日 □特例地 .所施設 呆)	上域型 (事業者) □保(□(忍定者番号) 名 呆 □幼)	□ 1 号 (□ 支給 自 令和 至 令和	©定区分等 □ 2 号 □ 3 □標 □短) (利用)期間 年 月 年 月	3号
※町記載欄 受付年月日 可 ・ 否 (否 月 可 ・ 否 (否 [□施設型 [□認定こども園 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	認 とする理 日認? とする理 □地域型	ださい > 年 定の可否 性由: 定 支給(入 性由: し □特例が	月 所)の可 施設型 [入 (口幼 口	日 □特例地 .所施設 呆)) 也域型] (事業者)	忍定者番号) 名 呆 □幼)	□ 1 号 (□ 支給 自 令和 至 令和	©定区分等 □ 2 号 □ 3 □標 □短) (利用)期間 年 月 年 月	3号
 ※町記載欄 受付年月日 可 · 否 (否 月 可 · 否 (否 月 □ 応設型 □ □ 加雅園 □ 備 考 	認 とする理 とする理 とする理 □ (□連 □ (□連 □ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□	ださい 〉 年 定の可否 en : 支給(入 en :	月 所)の可 施設型 [入 (□幼 □体 型(□小	日 □特例地 所施設 呆) □家	上域型] (事業者) □保(□係	忍定者番号) 名 呆 □幼) 事)	□ 1 号 (□ 支給 自 令和 至 令和	©定区分等 □ 2 号 □ 3 □標 □短) (利用)期間 年 月 年 月	3号
※町記載欄 受付年月日 可 ・ 否 (否 月 可 ・ 否 (否 月 可 ・ 否 (否 月 回 □ □ 施設型 □ □ 一	認 とする理 とする理 とする理 □ (□連 □ (□連 □ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□	ださい > 年 定の可否 性由: 支由: 支由: 性由 □ 特例が □ □ 地域 業者) を経	月 施設型 [人 (□幼 □位 型 (□小	日	上域型 (事業者) □保(□(忍定者番号) 名 呆 □幼) 事)	□ 1 号 (□ 支給 自 令和 至 令和	©定区分等 □ 2 号 □ 3 □標 □短) (利用)期間 年 月 年 月	3号
 ※町記載欄 受付年月日 可 · 否 (否 月 可 · 否 (否 月 □ 応設型 □ □ 加雅園 □ 備 考 	認 とする理 とする理 とする理 □ (□連 □ (□連 □ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□	ださい 〉 年 定の可否 en : 支給(入 en :	月 所)の可 施設型 [入 (□幼 □体 型(□小	日 □特例地 所施設 呆) □家	上域型] (事業者) □保(□係	忍定者番号) 名 呆 □幼) 事)	□ 1 号 (□ 支給 自 令和 至 令和	©定区分等 □ 2 号 □ 3 □標 □短) (利用)期間 年 月 年 月	3号
※町記載欄 受付年月日 可 ・ 否 (否 月 可 ・ 否 (否 月 可 ・ 否 (否 月 回 □ □ 施設型 □ □ 一	認 さする理 とする域 とする域 □ (「育所 □設 (事事	ださい > 年 定の可否 性由: 支由: 支由: 性由 □ 特例が □ □ 地域 業者) を経	月 施設型 [人 (□幼 □位 型 (□小	日	上域型] (事業者) □保(□係	忍定者番号) 名 呆 □幼) 事)	□ 1 号 (□ 支給 自 令和 至 令和	©定区分等 □ 2 号 □ 3 □標 □短) (利用)期間 年 月 年 月	3号
※町記載欄 受付年月日 可・否(否 月 可・否(否) 「□施設型」 □認定こども園 □幼稚園 □ 備 考 ※施設記載欄(施 受付年月日	認 とする理 とする 域 とする 製 は で は で は で は で は で は で は で は で は で は	ださい > 年 定の可否 性由: 支由: 支由: 性由 □ 特例が □ □ 地域 業者) を経	月 施設型 [人 (□幼 □位 型 (□小	日	上域型] (事業者) □保(□係	RE者番号) 名 R□幼) 事)	□ 1 号 (□ 支給 自 令和 至 令和	図定区分等 □ 2 号 □ 3 □標 □ 短) (利用)期間 年 月 年 月	3号
 ※町記載欄 受付年月日 可 ・ 否 (否 月 可 ・ 否 (否 月 可 ・ 否 (否 頁 回 位 を 回 回 を を 原 回 分 稚 園 回 回 の 一 の で で で で で で で で で で で で で で で で で	認 さす さす さす は は は は は は は は は は は は は	ださい > 年 定の可否 性由: 支由: 支由: 性由 □ 特例が □ □ 地域 業者) を経	月 施設型 [人 (□幼 □位 型 (□小	日	上域型] (事業者) □保(□係	RE者番号) 名 R□幼) 事)	□ 1 号 (□ 支給 自 令和 至 令和	図定区分等 □ 2 号 □ 3 □標 □ 短) (利用)期間 年 月 年 月	3号

(公 印 省 略) 令和 6年 9月 1日

保護者(給付認定申請者) 各位

玉村町長 石 川 眞 男 (子ども育成課)

認定通知書の送付時期について(通知)

日頃より、町保育行政につきまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

施設型給付費・地域型給付費等の認定結果の通知については、申請のあった日から30日以内にしなければならないと、子ども・子育て支援法第20条第6項に定められておりますが、同項のただし書きの規定を適用し、下記のとおりの取り扱いとさせていただきますので、ご了承ください。

記

- 1) 交付時期 利用承諾通知書とあわせて送付
- 2) 理由 認定事務に時間を要するため
- 3) その他

この通知は、認定の通知時期をお知らせするものであり、施設利用の審査や今後の施設利用等に影響を及ぼすものではありません。

不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先> 玉村町役場子ども育成課 Tm.0270-64-7719(直通)